

2020年9月1日
東京都港区東新橋1-9-2
SBペイメントサービス株式会社
代表取締役社長 榛葉 淳

資金移動業の一部廃止の公告

当社は、2020年12月7日をもって、海外送金サービスの停止により、当社の資金移動業の一部（GCASH REMIT）を廃止することとしました。資金決済に関する法律第61条第5項に規定する送金取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、以下の通りといたします。

- 一. 当社が管理するお客様の金銭（送金口座残高）は、2020年9月1日から2021年1月31日までに予めお申し出により登録いただいたお客様の金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。振込手数料は当社で負担いたします。
- 二. お客様が金融機関の口座を当社に登録していない場合その他上記一の方法によることが困難な場合には、当社が適当と認める時期に当社が適当と認める方法により返還を行います。
- 三. 別途、海外送金サービスの会員様へご案内の通り、会員送金サービスサイトの会員ページより払い戻し手続きをお願いいたします。

以上、資金決済に関する法律第61条第3項の規定により公告いたします。